

農産物新規輸出国拡大事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新たにぶどう等の輸出解禁が見込まれるベトナム社会主義共和国等において、早期の輸出解禁を図るため、山梨県が行う海外政府関係者等に対する要請活動に参加する農業団体関係者の渡航や滞在等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助額)

第2条 補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）及び補助対象経費は別表に掲げるものとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第4条 知事は、交付の申請があったときは、内容を審査の上、補助の可否及び補助金の額を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該

消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- (4) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和6年4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第8条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、その内容を精査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号により補助事業者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、農産物新規輸出国拡大事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

補助事業者	補助対象経費	補助率	軽微な変更
<ul style="list-style-type: none">・ 山梨県農業協同組合中央会・ 全国農業協同組合連合会山梨県本部・ その他知事が適当と認める団体等	<ul style="list-style-type: none">・ 旅 費（国内旅費など）・ 役務費（海外旅行保険料など）・ 委託料（航空券費用（諸経費含む）、海外宿泊費、通訳代（諸経費含む）、ガイド代、現地交通費（自動車借り上げ料含む）、機器借り上げ代、海外旅行保険料、諸経費など）・ その他知事が適当と認める経費	定額	<ol style="list-style-type: none">1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

様式第 1 号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

農産物新規輸出国拡大事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり実施したいので、農産物新規輸出国拡大事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実施計画書（別紙様式第 1 - 1 号）
 - (2) その他知事が必要と認める書類

事業実施計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の計画（実績）

補助対象経費	金額	備考
合計		

（注1）備考欄は費用の積算根拠を記入すること

3 経費の配分及び負担区分

補助事業	総事業費 (A) + (B)	負担区分		備考
		県費 (A)	その他 (B)	

4 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 県補助金					
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
合 計					

5 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

6 支払いの方法

(1) 現金

(2) 口座振替

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座名義（カタカナ） _____

預金種別（当座・普通） _____ 口座番号 _____

様式第 2 号

番 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

農産物新規輸出国拡大事業費補助金交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった農産物新規輸出国拡大事業費補助金については、同補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、交付申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

3 補助事業に要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。

4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 第 3 条第 2 項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は令和6年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

農産物新規輸出国拡大事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和〇年〇月〇日付け販輸第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、農産物新規輸出国拡大事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第4号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

農産物新規輸出国拡大事業費補助金概算払請求書

令和〇年〇月〇日付け販輸第〇号で交付決定のあった農産物新規輸出国拡大事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払い請求額

2 内訳

交付決定額 ①	既 交 付 額 ②	差 引 額 ①-②=③	概 算 請 求 額 ④	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現金

(2) 口座振替

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座名義 (カタカナ) _____

預金種別 (当座・普通) _____ 口座番号 _____

様式第5号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

農産物新規輸出国拡大事業費補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日付け販輸第〇号で交付決定のあったこのことについて、農産物新規輸出国拡大事業費補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり報告します。

- 1 事業実施報告書（別紙様式第1-1号）
- 2 その他知事が必要と認める書類

様式第6号

番 号
令和 年 月 日

(補助事業者) 殿

山梨県知事

農産物新規輸出国拡大事業費補助金の額の確定について（通知）

令和〇年〇月〇日付け販輸第〇号で交付決定したこのことについて農産物新規輸出国拡大事業費補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり補助金の額を確定しました。

補助金額 円

様式第7号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事殿

所在地
団体名
代表者名 印

農産物新規輸出国拡大事業費補助金に係る消費税
及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和〇年〇月〇日付け販輸第〇号で交付決定のあったこのことについて、農産物新規輸
出国拡大事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額（令和〇年〇月〇日付け販輸第〇号による額の通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）
金 円
- 5 その他知事が必要と認める書類